

平成 2 8 年 度 版

事 業 概 要

(平 成 2 7 年 度 実 績)

三重県障害者相談支援センター

目 次

第1 概要	1
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
第2 業務内容	7
1 総務課	
2 知的障害者支援課	
3 身体障害者支援課	
4 地域支援課	
第3 平成27年度業務実績	15
1 総務課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
2 知的障害者支援課	
(1) 年度別相談人員の推移	
(2) 相談形態割合	
(3) 相談判定処理状況	

- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

4 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援
- (3) 人材育成支援事業
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る取組を行っています。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

1 沿革

(1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」(津市一身田大古曾 670 番地 2) として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所 (津市藤方 2283-1) 内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」(津市城山 1 丁目 12-2) 内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所 (津市鳥居町 258) 内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築 (津市一身田大古曾字雁田 694-1) に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」(津市城山 1 丁目 12-2) を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター (津市一身田大古曾 670 番地 2) 内に移転

2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
TEL 059-236-0400 (総務課)
059-232-7531 (知的障害者支援課)
059-232-7356 (身体障害者支援課)
059-236-0403 (地域支援課)
FAX 059-231-0687
E-mail shogaic@pref.mie.jp
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

・案内図



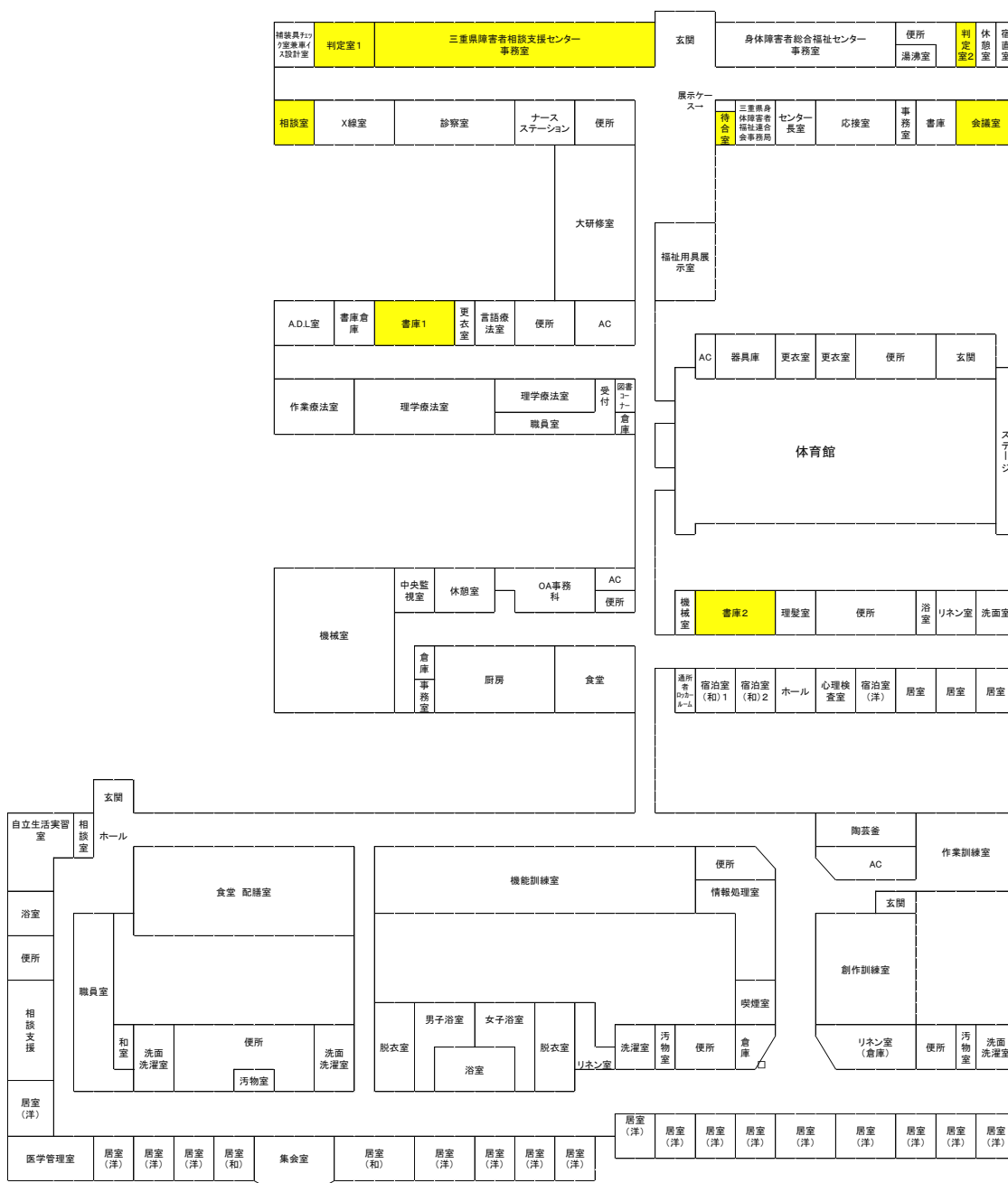
交通：JR一身田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m²

建物延べ面積 8,172.30 m² (396.235 m²)

() は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



平成 28 年 4 月 1 日

地域名	総数	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	217,631	12.0%	82,003	11.4%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	376,338	20.8%	153,030	21.2%	四日市市・三重郡
鈴鹿	245,913	13.6%	97,565	13.5%	鈴鹿市・亀山市
津	279,107	15.4%	114,828	15.9%	津市
松阪	210,085	11.6%	80,632	11.2%	松阪市・多気郡
伊勢	241,429	13.3%	95,507	13.3%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	168,136	9.3%	64,236	8.9%	名張市・伊賀市
尾鷲	33,856	1.9%	15,807	2.2%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	36,835	2.0%	16,852	2.3%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,809,330	100.0%	720,460	100.0%	

4 組織及び職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

所 長（事務）		1 名
総 務 課	課長（事務）	1 名
	事務	4 名
	業務補助職員	2 名
知的障害者支援課	課長（事務）	1 名
	ケースワーカー	4 名
	（事務 2 名、技術 2 名）	
	心理判定員	5 名
	医師（兼務）	1 名
	医師（非常勤嘱託）	1 名
身体障害者支援課	課長（事務）	1 名
	看護師	2 名
	医師（非常勤嘱託）	8 名
地域支援課	課長（技術）	1 名
	事務	4 名
	技術	1 名

【再掲】

事務吏員	14 名
技術吏員	11 名
業務補助職員（事務）	2 名
兼務医師	1 名
嘱託医	9 名

第2 業務内容

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指定業務

(3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) その他庶務、経理業務

2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

(1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

① 実施方法

ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

② 相談内容

ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所に関する相談

イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する各種証明書等を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、困難事例等に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

③ セーフティネットの構築

保護者の死亡等により、急きょ、安心、安全な生活の場の確保が必要となった知的障がい者に対し、県独自でセーフティネット機能事業として緊急入所制度を設けています。緊急入所の適否は調整委員会を開催して決定し、知的障害者支援課はこれに関係する一連の事務を担っています。

④ 行動観察事業

地域生活において何らかの不適応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設（障害者支援施設「城山れんげの里」）を利用して行動観察を行い、再度地域での生活が可能となるように支援しています。

(3) 関係機関への支援

① 三重県地域生活定着支援センター

知的障がい者を有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援

を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っています。

②三重県自閉症・発達障害支援センター

発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者及び発達障害が疑われる18歳以上の者のうち査定を受けることについて同意している者について、三重県自閉症・発達障害支援センターの依頼により、発達障害の発見や専門的な発達支援に資するよう心理学的査定を行っています。

(4) 研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第11条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325001号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

(1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判

定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

(2) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（三重病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

(3) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

(4) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

4 地域支援課

障害者総合支援法第78条の規定により以下の業務を行っています。

- ・障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組

- ・障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会充実に向けた取組

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

また、障害者虐待防止対策支援事業により、虐待防止にかかる研修を行っています。

(1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行っています。

② 障がい児等療育相談支援事業

障がい児（者）または発達の気になる児童等並びに家族等の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障害及びその関連障がいに対する支援普及事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障害支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就

労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応ずるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域協議会の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域の相談支援体制及び協議会の充実に向けて、県や市町から相談支援事業を受託している障がい者相談支援センターの代表者会議の開催や圏域アドバイザーの配置等を行っています。

(3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、人材育成に関する検討委員会を設置し、研修の企画運営、人材育成ビジョンの策定等を行っています。

主な研修は以下のとおりです。

① 障害支援区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

④ サービス管理責任者等研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者の養成及びフォローアップするための研修を行います。

⑤ 強度行動障害支援者養成研修

行動障害の理解と適切な支援を行う人材の育成を進めるために、行

動障害のある人の支援に携わる障害福祉サービス事業所職員等を対象に研修を行います。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

①三重県障害者権利擁護センター

「使用者による障害者虐待」の相談を受付けています。ここではセンター職員が相談を受け付け、必要に応じて該当する市町、県健康福祉部障がい福祉課及び関係機関と連携を図るとともに、市町への助言や支援を行っています。

②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるとともに、市町等の障害者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図るため、研修を行っています。

第3 平成27年度業務実績

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	288	385	92	2,424	57	927	511
	再交付(認定)	270	227	56	1,176	74	322	323
	再交付(取替)	99	139	32	646	19	160	75
	居住地変更	100	127	27	736	49	152	77
	返還	307	348	98	2,237	16	548	374
	県内転入	29	37	6	161	6	31	13
	県外転出	10	22	1	88	4	25	12
合計		1,103	1,285	312	7,468	225	2,165	1,385

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交付・ 処理 件数	新規交付	275	469	2	18	10	5,458
	再交付(認定)	62	158	11	8	1	2,688
	再交付(取替)	22	39	0	5	8	1,244
	居住地変更	17	42	2	3	3	1,335
	返還	267	332	4	13	0	4,544
	県内転入	2	12	1	0	4	302
	県外転出	3	4	0	1	3	173
合計		648	1,056	20	48	29	15,744

身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

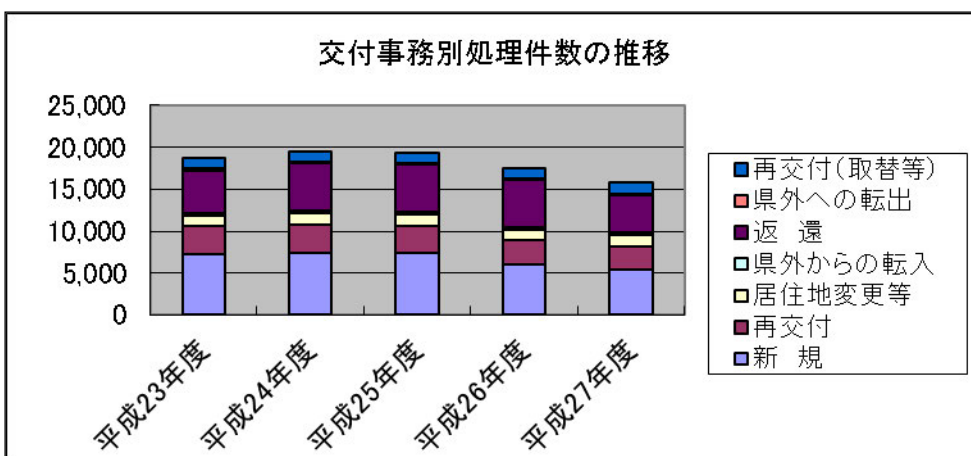
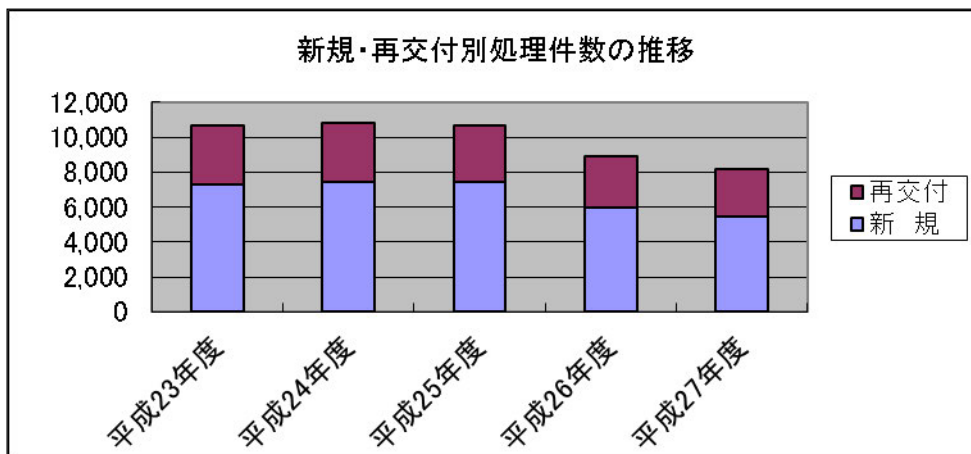
市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	826	462	179	253	807	44	18	2,589
四日市市	878	434	170	213	549	44	32	2,320
伊勢市	415	172	69	83	371	11	10	1,131
松阪市	482	232	107	166	399	15	11	1,412
桑名市	372	187	116	101	361	31	23	1,191
鈴鹿市	566	298	198	117	377	23	18	1,597
名張市	254	167	48	55	187	34	7	752
尾鷲市	95	43	19	15	95	3	2	272
亀山市	126	58	37	29	115	4	9	378
鳥羽市	82	21	25	7	63	3	4	205
熊野市	80	35	10	14	81	0	2	222
いなべ市	106	68	24	28	122	15	9	372
志摩市	189	71	40	35	167	8	1	511
伊賀市	277	130	67	75	243	22	6	820
市計	4,748	2,378	1,109	1,191	3,937	257	152	13,772
木曾岬町	22	21	3	1	11	0	0	58
東員町	68	43	16	10	57	3	1	198
菰野町	86	34	17	31	88	8	3	267
朝日町	15	3	4	7	13	3	0	45
川越町	43	14	9	5	28	0	3	102
多気町	54	8	7	8	46	5	2	130
明和町	60	23	13	12	59	4	0	171
大台町	34	12	2	4	51	7	5	115
玉城町	34	18	17	18	44	2	0	133
度会町	28	8	2	3	3	1	0	45
大紀町	39	16	9	3	42	6	1	116
南伊勢町	87	26	10	16	53	1	2	195
紀北町	70	49	9	13	52	1	1	195
御浜町	24	9	4	3	32	1	1	74
紀宝町	46	26	13	10	28	3	2	128
町計	710	310	135	144	607	45	21	1,972
合計	5,458	2,688	1,244	1,335	4,544	302	173	15,744

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規	7,270	7,426	7,425	5,974	5,458
再交付	3,410	3,409	3,220	2,953	2,688
小計	10,680	10,835	10,645	8,927	8,146
居住地変更等	1,224	1,377	1,378	1,243	1,355
県外からの転入	245	285	309	299	302
返還	5,104	5,549	5,657	5,595	4,544
県外への転出	180	180	188	213	173
再交付(取替等)	1,283	1,310	1,179	1,243	1,244
合計	18,716	19,536	19,356	17,726	15,744

※ 平成 23 年 4 月から肢体不自由を上肢・下肢・体幹に分けて認定しています。

※ 平成 26 年 4 月から肢体不自由と心臓機能障害の認定基準が改正されました。



(2) 身体障害者手帳交付者数（平成28年4月1日現在）

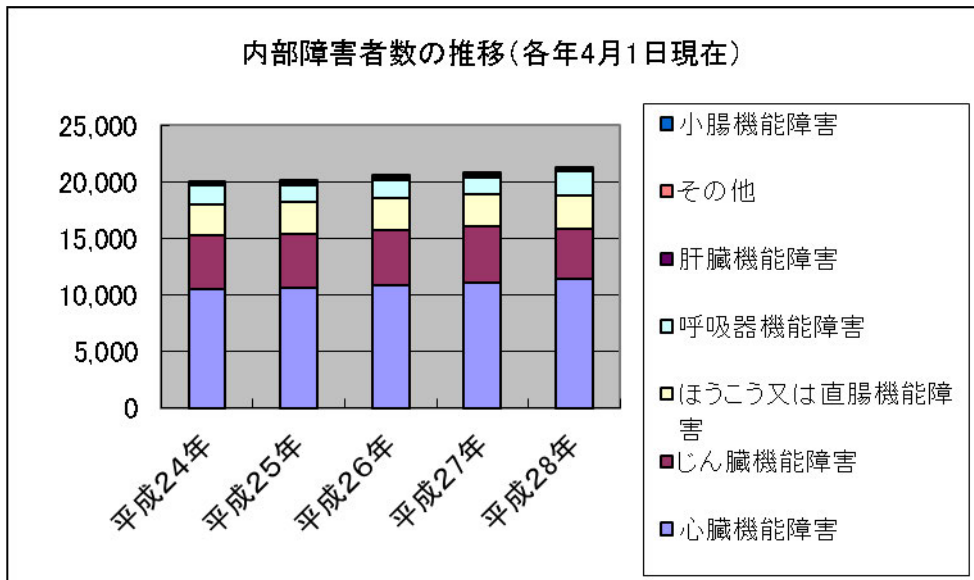
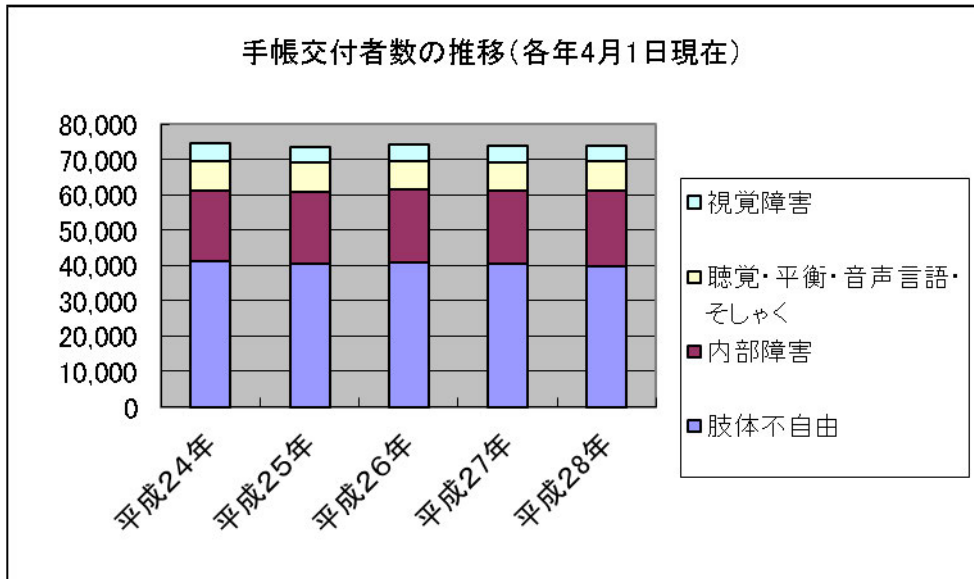
等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比	
視覚障害	児	34	8	6	7	9	3	67	5.9%	
	者	1,559	1,221	354	306	564	319	4,323		
	計	1,593	1,229	360	313	573	322	4,390		
聴覚又は 平衡機能障害	児	1	62	45	21	0	38	167	10.0%	
	者	346	1,699	1,094	1,219	39	2,805	7,202		
	計	347	1,761	1,139	1,240	39	2,843	7,369		
音声、言語機能 又はそしゃく 機能障害	児	0	0	0	6			6	1.2%	
	者	35	74	436	309			854		
	計	35	74	436	315	0	0	860		
肢体不自由	児	426	311	89	21	46	11	904	54.1%	
	者	6,709	7,305	8,655	11,117	3,411	1,837	39,034		
	計	7,135	7,616	8,744	11,138	3,457	1,848	39,938		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	78	1	53	21			153	15.4%
		者	7,874	74	1,664	1,622			11,234	
		計	7,952	75	1,717	1,643	0	0	11,387	
	呼吸器機能障害	児	14	1	7	2			24	1.9%
		者	266	40	812	294			1,412	
		計	280	41	819	296	0	0	1,436	
	じん臓機能障害	児	6	0	0	0			6	7.0%
		者	4,761	13	238	91			5,103	
		計	4,767	13	238	91	0	0	5,109	
	ぼうこう又は 直腸機能障害	児	3	0	12	10			25	4.0%
		者	15	10	172	2,734			2,931	
		計	18	10	184	2,744	0	0	2,956	
	小腸機能障害	児	2	0	2	2			6	0.1%
		者	13	4	6	47			70	
		計	15	4	8	49	0	0	76	
	肝臓機能障害	児	18	0	0	0			18	0.2%
		者	103	7	9	4			123	
		計	121	7	9	4	0	0	141	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.3%
		者	32	93	53	12			190	
		計	32	93	53	12	0	0	190	
	(内部障害計)	児	121	2	74	35	0	0	232	28.8%
		者	13,064	241	2,954	4,804	0	0	21,063	
		計	13,185	243	3,028	4,839	0	0	21,295	
合計	児	582	383	214	90	55	52	1,376	100.0%	
	者	21,713	10,540	13,493	17,755	4,014	4,961	72,476		
	計	22,295	10,923	13,707	17,845	4,069	5,013	73,852		
等級別構成比		30.2%	14.8%	18.6%	24.2%	5.5%	6.8%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視 覚	聴 覚・ 平 衡	音 声 言 語 そ し ゃ く	肢 体 不 自 由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼 吸 器	腎 臓	膀 胱 直 腸	小 腸	肝 臓	そ の 他	計	児	者	
津市	754	1,007	119	6,431	1,619	180	723	427	14	24	0	2,987	246	11,052	11,298
四日市市	679	1,032	129	5,470	1,921	159	855	418	9	23	0	3,385	245	10,450	10,695
伊勢市	321	640	59	2,685	854	112	371	182	3	11	0	1,533	90	5,148	5,238
松阪市	382	700	96	3,675	938	129	442	276	12	13	0	1,810	139	6,524	6,663
桑名市	269	384	53	2,321	893	81	310	222	8	6	0	1,520	80	4,467	4,547
鈴鹿市	381	677	64	3,915	921	124	535	307	10	16	0	1,913	168	6,782	6,950
名張市	179	325	41	1,878	456	72	217	116	5	3	0	869	64	3,228	3,292
尾鷲市	45	89	13	614	180	26	97	49	2	3	0	357	9	1,109	1,118
亀山市	132	248	31	1,355	275	65	162	115	1	5		623	41	2,348	2,389
鳥羽市	81	144	16	600	178	27	76	37	0	3	0	321	12	1,150	1,162
熊野市	55	106	8	613	155	58	74	66	1	0	0	354	8	1,128	1,136
いなべ市	90	179	25	954	250	48	108	69	1	3	0	479	32	1,695	1,727
志摩市	167	326	46	1,360	443	56	201	106	1	5	0	812	36	2,675	2,711
伊賀市	335	503	53	2,775	664	73	259	172	3	12	0	1,183	52	4,797	4,849
(市計)	3,870	6,360	753	34,646	9,747	1,210	4,430	2,562	70	127	0	18,146	1,222	62,553	63,775
木曾岬町	14	10	6	103	44	6	18	12	0	0	0	80	2	211	213
東員町	43	82	11	458	168	20	64	32	0	2	0	286	17	863	880
菰野町	70	133	13	767	230	35	110	60	2	3	0	440	27	1,396	1,423
朝日町	7	29	4	119	38	7	16	18	0	0	0	79	7	231	238
川越町	16	33	3	225	82	10	32	8	0	1	0	133	11	399	410
多気町	35	82	4	308	90	4	45	21	1	1	0	162	11	580	591
明和町	50	120	11	494	156	15	52	43	0	1	0	267	23	919	942
大台町	26	38	7	322	79	14	24	26	0	0	0	143	7	529	536
玉城町	33	56	9	333	98	15	44	17	1	0	0	175	13	593	606
度会町	28	42	0	183	71	3	24	14	1	0	0	113	3	363	366
大紀町	38	57	4	330	88	23	47	13	1	0	0	172	4	597	601
南伊勢町	72	144	16	537	217	24	59	34	0	3	0	337	7	1,099	1,106
紀北町	43	100	11	592	156	20	86	43	0	2	0	307	12	1,041	1,053
御浜町	24	38	1	198	46	16	15	22	0	1	0	100	2	359	361
紀宝町	21	45	7	323	77	14	43	31	0	0	0	165	8	553	561
(町計)	520	1,009	107	5,292	1,640	226	679	394	6	14	0	2,959	154	9,733	9,887
その他											190	190	0	190	190
県合計	4,390	7,369	860	39,938	11,387	1,436	5,109	2,956	76	141	190	21,295	1,376	72,476	73,852



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成27年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	5	10	15	8	5	7	50
指定件数	5	10	15	8	5	7	50
うち新規指定者	4	10	13	8	5	7	47

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定申請件数	54	55	47	47	50
指定件数	54	55	47	47	50

③ 障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成28年4月1日現在) 【所属機関が不明な指定医師を除く】

□	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
桑名員弁	196	772	22	20	25	36	21	144	108	111	102	75	84	0	24
桑名市	148	618	14	16	20	29	17	110	86	90	81	62	71	0	22
いなべ市	37	118	6	2	3	5	2	26	16	16	16	12	12	0	2
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
四日市	404	1,506	46	40	55	84	47	278	207	221	207	135	150	5	31
四日市市	362	1349	39	34	49	75	42	250	185	197	187	122	136	5	28
菟野町	32	124	7	5	5	8	4	21	17	18	15	11	11	0	2
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
鈴鹿・亀山	225	811	27	21	26	47	24	164	113	114	112	64	82	3	14
鈴鹿市	192	707	21	18	23	43	21	143	98	101	97	56	72	3	11
亀山市	33	104	6	3	3	4	3	21	15	13	15	8	10	0	3
津	481	1,870	68	64	81	116	68	332	251	243	254	157	178	10	48
津市	481	1870	68	64	81	116	68	332	251	243	254	157	178	10	48
松阪多気	258	950	28	20	30	45	20	187	141	149	137	74	99	2	18
松阪市	220	792	26	18	26	38	16	156	115	125	113	60	82	1	16
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	20	88	1	1	3	5	3	15	15	13	13	8	9	1	1
大台町	14	58	0	1	1	2	1	13	9	9	9	5	7	0	1
伊勢志摩	246	926	28	25	31	47	26	178	138	137	136	69	89	4	18
伊勢市	159	570	21	20	25	34	20	105	83	83	80	36	52	2	9
鳥羽市	14	65	1	0	0	1	0	12	10	9	10	8	8	2	4
志摩市	47	184	6	4	5	9	5	37	26	27	27	18	18	0	2
玉城町	10	48	0	1	1	2	1	9	7	7	7	6	6	0	1
度会町	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	9	38	0	0	0	0	0	9	8	7	7	1	4	0	2
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
伊賀	151	534	13	11	11	19	8	106	81	83	77	55	62	0	8
名張市	69	224	6	6	6	10	5	46	34	33	34	17	24	0	3
伊賀市	82	310	7	5	5	9	3	60	47	50	43	38	38	0	5
紀北	52	221	6	5	5	9	4	39	31	32	32	23	24	1	10
尾鷲市	38	146	6	5	5	6	4	26	18	20	19	15	15	0	7
紀北町	14	75	0	0	0	3	0	13	13	12	13	8	9	1	3
紀南	24	92	3	1	1	3	1	19	15	15	14	6	12	0	2
熊野市	10	43	2	0	0	1	0	8	8	8	7	3	6	0	0
御浜町	12	39	1	1	1	2	1	9	5	5	5	3	4	0	2
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
合計	2,037	7,682	241	207	265	406	219	1,447	1,085	1,105	1,071	658	780	25	173

(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

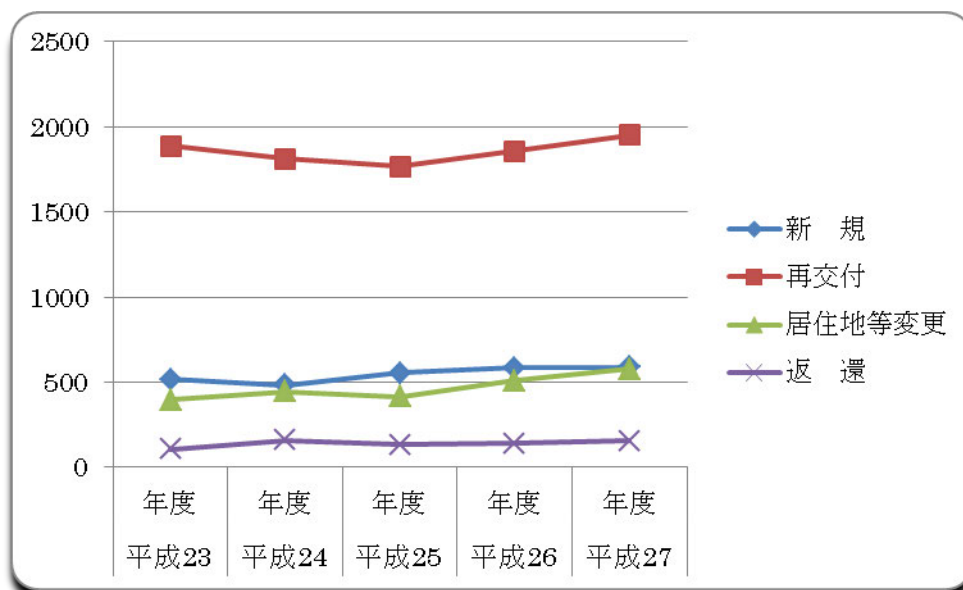
市町名	新規交付	再交付	居住地等変更	返還	計
津市	80	301	96	20	497
四日市市	100	312	121	29	562
伊勢市	38	128	32	8	206
松阪市	51	169	53	14	287
桑名市	29	147	29	4	209
鈴鹿市	60	242	56	10	368
名張市	43	108	31	12	194
尾鷲市	8	20	6	4	38
亀山市	20	62	19	3	104
鳥羽市	0	23	6	1	30
熊野市	13	17	5	0	35
いなべ市	23	42	13	7	85
志摩市	14	50	11	5	80
伊賀市	36	110	51	15	212
市計	515	1731	529	132	2907
木曾岬町	3	12	1	0	16
東員町	5	15	2	0	22
菰野町	17	43	6	3	69
朝日町	1	10	0	2	13
川越町	9	17	4	1	31
多気町	5	22	4	2	33
明和町	8	19	4	3	34
大台町	3	8	1	1	13
玉城町	7	18	5	0	30
度会町	1	5	1	1	8
大紀町	2	5	2	1	10
南伊勢町	1	6	0	3	10
紀北町	3	23	7	2	35
御浜町	3	6	8	0	17
紀宝町	5	12	2	3	22
町計	73	221	47	22	363
合計	588	1952	576	154	3270

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規	517	482	556	585	588
再交付	1,888	1,812	1,766	1,857	1,952
小計	2,405	2,294	2,322	2,442	2,540
居住地等変更	397	445	417	511	576
返還	108	160	134	140	154
合計	2,910	2,899	2,873	3,093	3,270

※ 平成23年4月から障がい程度の確認により変更がないものも再交付申請により手帳を交付しています。

処理件数の推移



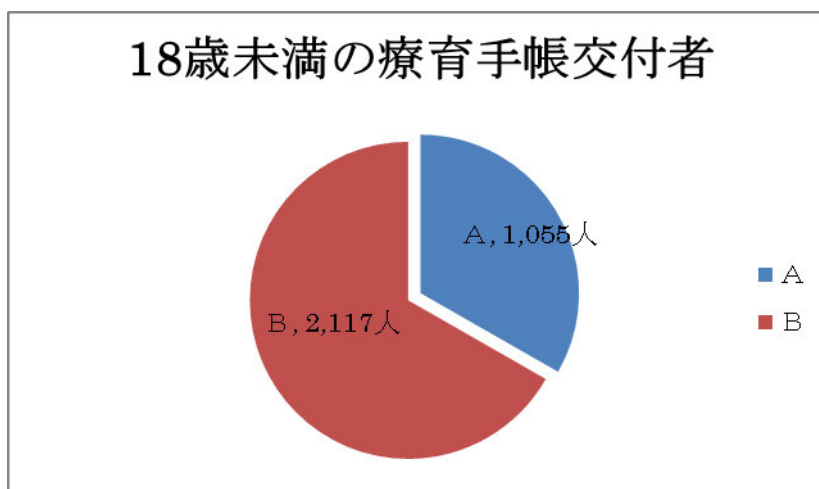
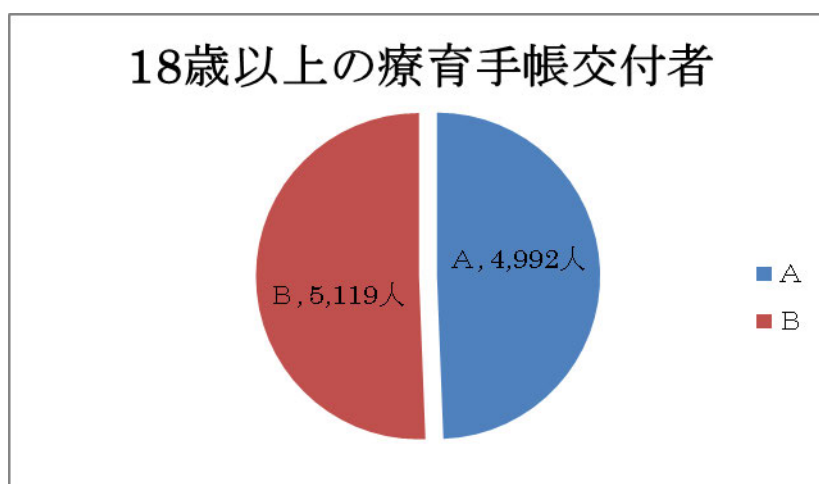
(7) 療育手帳交付者数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,251	716	159	297	456	777	734	1,511	936	1,031	1,967
四日市市	1,376	830	212	376	588	714	904	1,618	926	1,280	2,206
伊勢市	546	344	56	119	175	377	338	715	433	457	890
松阪市	727	457	92	195	287	459	438	897	551	633	1,184
桑名市	573	352	91	172	263	308	354	662	399	526	925
鈴鹿市	913	530	141	276	417	519	507	1,026	660	783	1,443
名張市	422	270	49	125	174	226	292	518	275	417	692
尾鷲市	96	54	7	19	26	64	60	124	71	79	150
亀山市	244	101	28	67	95	110	140	250	138	207	345
鳥羽市	94	72	7	13	20	92	54	146	99	67	166
熊野市	122	75	6	26	32	96	69	165	102	95	197
いなべ市	194	138	30	61	91	126	115	241	156	176	332
志摩市	207	161	18	29	47	177	144	321	195	173	368
伊賀市	445	319	47	114	161	267	336	603	314	450	764
(市計)	7,210	4,419	943	1,889	2,832	4,312	4,485	8,797	5,255	6,374	11,629
木曾岬町	28	16	4	9	13	15	16	31	19	25	44
東員町	82	50	8	20	28	58	46	104	66	66	132
菰野町	178	84	22	53	75	93	94	187	115	147	262
朝日町	27	18	8	11	19	17	9	26	25	20	45
川越町	66	26	8	17	25	33	34	67	41	51	92
多気町	74	46	7	21	28	42	50	92	49	71	120
明和町	93	54	10	18	28	51	68	119	61	86	147
大台町	58	35	4	6	10	38	45	83	42	51	93
玉城町	82	42	9	21	30	42	52	94	51	73	124
度会町	24	19	3	3	6	20	17	37	23	20	43
大紀町	45	31	2	5	7	42	27	69	44	32	76
南伊勢町	75	53	4	7	11	66	51	117	70	58	128
紀北町	101	73	13	13	26	80	68	148	93	81	174
御浜町	50	41	5	12	17	42	32	74	47	44	91
紀宝町	47	36	5	12	17	41	25	66	46	37	83
(町計)	1,030	624	112	228	340	680	634	1,314	792	862	1,654
県合計	8,240	5,043	1,055	2,117	3,172	4,992	5,119	10,111	6,047	7,236	13,283

年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	2,962	3,141	6,103
	女	2,030	1,978	4,008
	計	4,992	5,119	10,111
18歳未満	男	706	1,431	2,137
	女	349	686	1,035
	計	1,055	2,117	3,172
合計	男	3,668	4,572	8,240
	女	2,379	2,664	5,043
	計	6,047	7,236	13,283



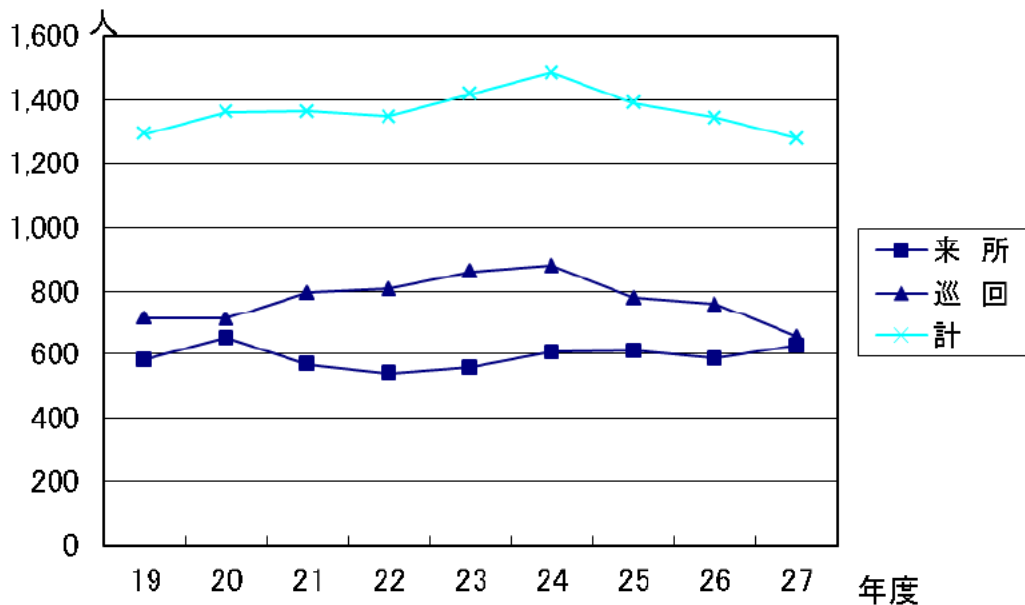
2 知的障害者支援課

(1) 年度別相談人員の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
来所	581	651	567	540	557	605	610	586	625
巡回	712	710	796	807	862	879	780	758	655
計	1,293	1,361	1,363	1,347	1,419	1,484	1,390	1,344	1,280

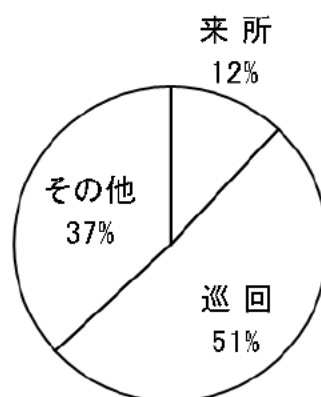
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



(2) 相談形態割合

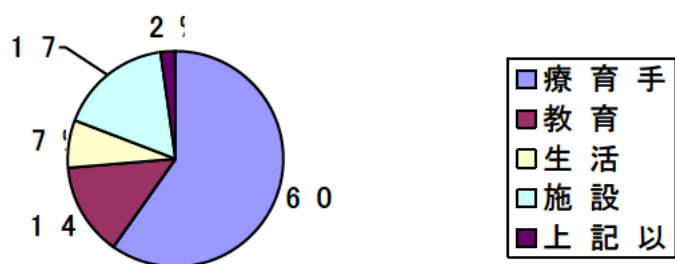
項目	人員	割合
来所	153	12%
巡回	655	51%
その他	472	37%
計	1,280	100%



(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		153	655	472	1280
相談内容	施設	11	115	12	138
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	0	12	12
	医療保健	5	5	1	11
	生活	1	50	0	51
	教育	0	93	1	94
	療育手帳	137	407	67	611
	その他	2	10	378	390
	計	156	680	471	1,307
判定内容	医学的判定	5	1	1	7
	心理学的判定	146	427	4	577
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	6	28	1	35
	計	157	456	6	619
判定書 数等 交付	障害支援程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	137	404	22	563
	その他	18	48	386	452
	計	155	452	408	1,015

☆巡回



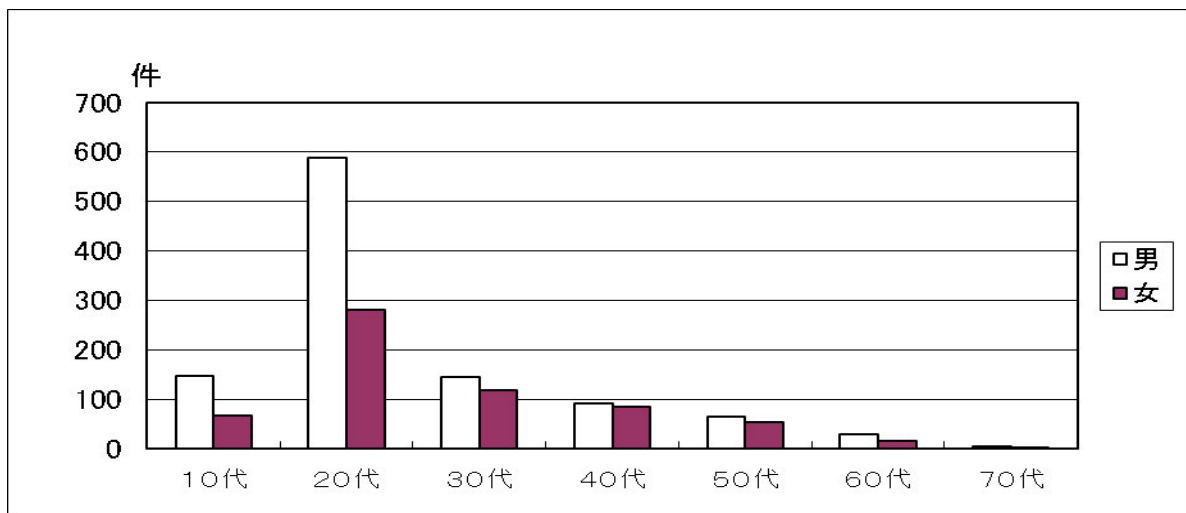
(4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	188	13	0	6	1	6	11	89	64	190
四日市市	216	26	0	1	2	13	10	109	61	222
伊勢市	71	14	0	0	0	1	3	29	25	72
松阪市	124	13	0	0	1	5	16	54	36	125
桑名市	68	4	0	1	0	0	12	31	21	69
鈴鹿市	166	16	0	1	2	9	18	66	57	169
名張市	52	5	0	0	2	0	5	38	5	55
尾鷲市	22	3	0	0	0	10	0	6	3	22
亀山市	55	5	0	2	0	1	0	24	24	56
鳥羽市	17	4	0	0	0	0	3	8	4	19
熊野市	19	2	0	0	0	2	0	7	9	20
いなべ市	44	3	0	0	1	3	4	19	15	45
志摩市	37	3	0	0	0	0	3	20	12	38
伊賀市	47	8	0	0	0	0	1	32	9	50
市計	1,126	119	0	11	9	50	86	532	345	1,152
木曾岬町	6	0	0	0	0	0	0	3	3	6
東員町	18	2	0	0	0	0	2	8	6	18
菰野町	19	2	0	0	1	0	0	13	4	20
朝日町	6	3	0	0	1	0	0	1	0	5
川越町	11	1	0	0	0	0	0	8	2	11
多気町	10	0	0	0	0	0	0	7	3	10
明和町	30	4	0	0	0	0	4	13	9	30
大台町	8	2	0	0	0	0	1	3	2	8
玉城町	10	0	0	0	0	0	1	5	4	10
度会町	6	1	0	0	0	0	0	4	2	7
大紀町	2	1	0	0	0	0	0	1	0	2
南伊勢町	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4
紀北町	10	3	0	0	0	0	0	5	2	10
御浜町	2	0	0	1	0	0	0	1	0	2
紀宝町	8	0	0	0	0	0	0	5	3	8
町計	150	19	0	1	2	0	8	79	42	151
県計	1,276	138	0	12	11	50	94	611	387	1,303
県外	4	0	0	0	0	1	0	0	3	4
合計	1,280	138	0	12	11	51	94	611	390	1,307

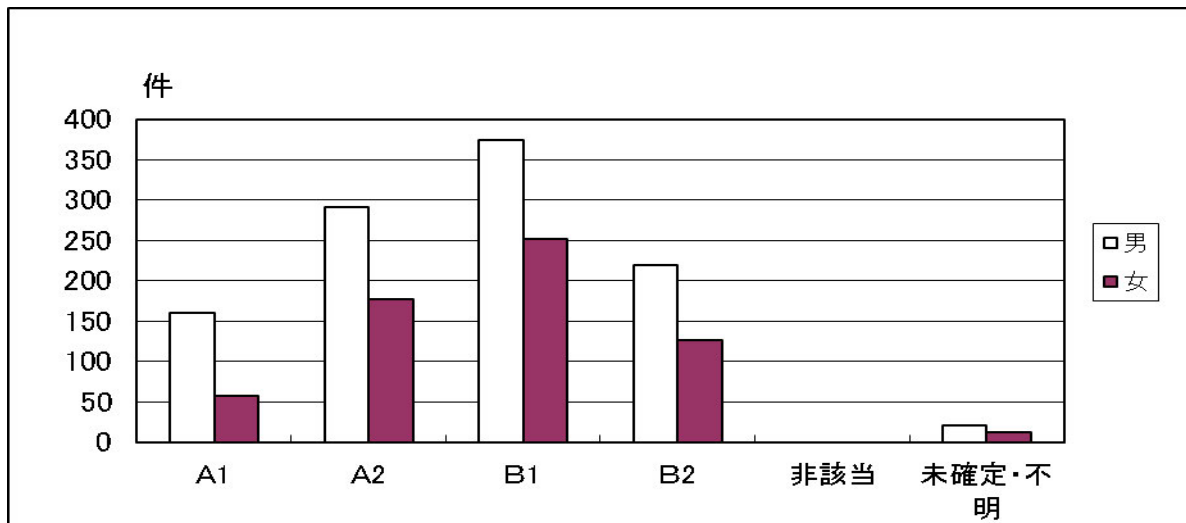
障害保健福祉圏域別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	136	9	0	1	1	3	18	61	45	138
四日市	252	32	0	1	4	13	10	131	67	258
鈴鹿亀山	221	21	0	3	2	10	18	90	81	225
津	188	13	0	6	1	6	11	89	64	190
松阪多気	172	19	0	0	1	5	21	77	50	173
伊勢志摩	147	23	0	0	0	1	10	69	49	152
伊賀	99	13	0	0	2	0	6	70	14	105
紀北	32	6	0	0	0	10	0	11	5	32
紀南	29	2	0	1	0	2	0	13	12	30
県外	4	0	0	0	0	1	0	0	3	4
合計	1,280	138	0	12	11	51	94	611	390	1,307

(5) 男女別年齢別相談件数

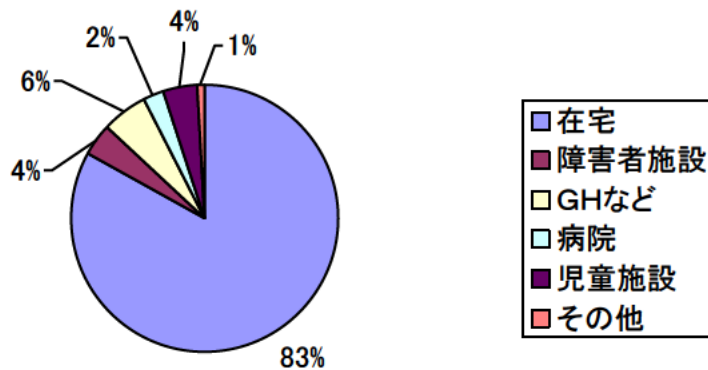


(6) 男女別程度別相談件数

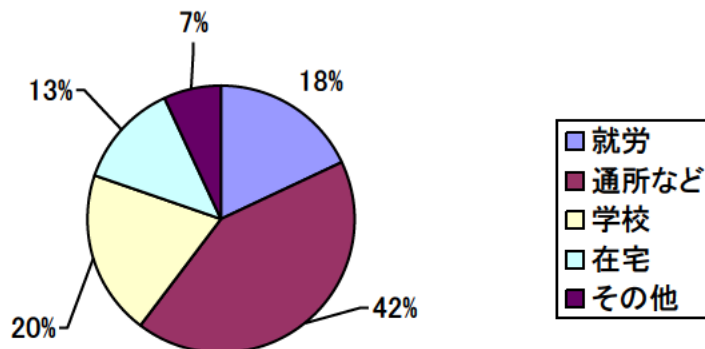


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に計 40 回出席し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討や関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 49 回参加しました。

② 入所調整

平成 27 年度に知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、新たに待機者名簿へ掲載した者は 51 名でした。入所した対象者は 43 名で、待機者（実人数）は平成 28 年 4 月 1 日現在で 279 名となり、平成 24 年度 254 名、平成 25 年度 263 名、平成 26 年度 295 名と年々増加していましたが、平成 27 年度には減少しています。

また、待機者 279 名のうち優先度 A が 16 名、B が 95 名、C が 165 名、D が 3 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

また、平成 27 年度には優先度に関するガイドラインの見直しを行い、短期入所が長期に亘っており、今後も継続して施設入所が必要な者についての優先度を検討しました。(平成 28 年 4 月 1 日施行)

③ 緊急入所調整

平成 27 年度に市町からの相談実績はありませんでした。

④ 行動観察事業

平成 27 年度に行動観察事業を利用した利用者は 1 名でした。また、利用にあたっての、事前検討や、利用中、利用後の支援のために「城山れんげの里」を含めた関係機関のケース会議を随時実施しています。

さらに、入所機能の利用ではなく、地域で生活しながらの行動観察事業を試行中です。

(10) 研修の状況

① 第 3 回市町障がい福祉担当等職員基礎研修<知的障がいの部>

日 時 平成 27 年 4 月 22 日 (木)
場 所 三重県身体障害者総合福祉センター大研修室
対象者 市町知的障がい者福祉担当職員
内 容 知的障害者支援課作成の「知的障がい者福祉担当業務マニュアル」に基づき業務概要を説明
・知的障がいとは
・療育手帳について
・療育手帳判定にかかる調査について
・その他
出席者数 63 名

② 第 4 回市町障がい福祉担当等職員基礎研修<知的障がいの部>

日 時 平成 27 年 10 月 16 日 (金)
場 所 三重県身体障害者総合福祉センター大研修室
対象者 市町知的障がい者福祉担当職員
内 容 ・心理検査について
・心理検査受検体験
出席者数 19 名

③ 知的障がい者福祉担当専門研修

日 時 平成 28 年 1 月 22 日 (金)
場 所 三重県津庁舎大会議室
対象者 障がい者 (主として知的) 福祉事業所職員

外部講師 立命館大学大学院教授 団 士郎氏
内 容 家族理解ワークショップ
参加者数 118名

3 身体障害者支援課

(1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(2) 判定業務

① 医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 27 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 水曜日	13:00～16:00
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(3) 判定等実施状況

平成 27 年度中に実施した判定依頼件数は 1,189 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,191 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 852 件、判定件数が 854 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 337 件、判定件数が 337 件でした。

※判定依頼件数＝平成 27 年度中の日付（H27.4.1～H28.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 27 年度中の日付（H27.4.1～H28.3.31）で判定書を交付した件数

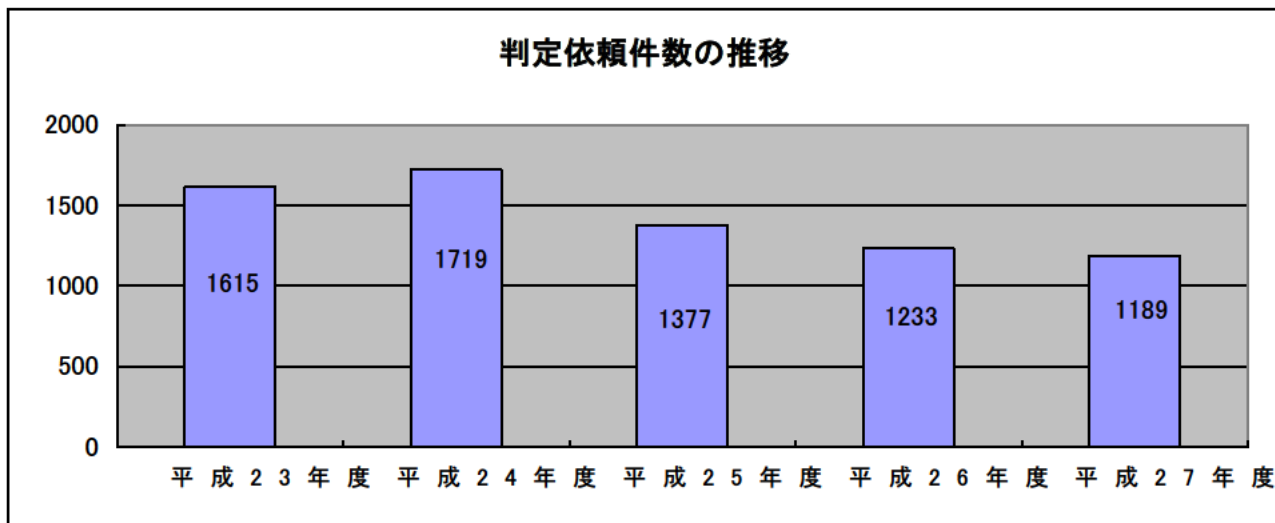
平成 27 年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,189	1,189	—
判定依頼内容	更生医療	337	337	28.3%
	補装具	852	852	71.7%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,189	1,189	100.0%
判定内容	更生医療	337	337	28.3%
	補装具	854	854	71.7%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,191	1,191	100.0%
判定書交付件数		1,191	1,191	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去 5 年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1,615	1,719	1,377	1,233	1,189



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
来所	1,615	1,719	1,377	1,233	1,189
巡回	0	0	0	0	0
計	1,615	1,719	1,377	1,233	1,189

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(6) 判定依頼状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
更生医療	609	677	559	376	337
補装具	1,006	1,042	818	857	852
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	11	0	0	0	0
計	1,615	1,719	1,377	1,233	1,189

(7) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	20	5.9%
	弁置換術・弁形成術	41	12.2%
	ペースメーカー植え込み術	4	1.2%
	その他	9	2.7%
じん臓機能障害	透析療法	117	34.7%
	免疫抑制療法	27	8.0%
	腎移植	24	7.1%
	その他	0	0%
肢体不自由	人工関節置換術・他	43	12.8%
	その他	4	1.2%
肝臓障害	肝臓移植	0	0%
	免疫抑制療法	4	1.2%
免疫機能障害	免疫調整療法	24	7.1%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	5	1.5%
	顎形成・歯列矯正・他	15	4.4%
計		337	100.0%

(8) 補装具判定の状況

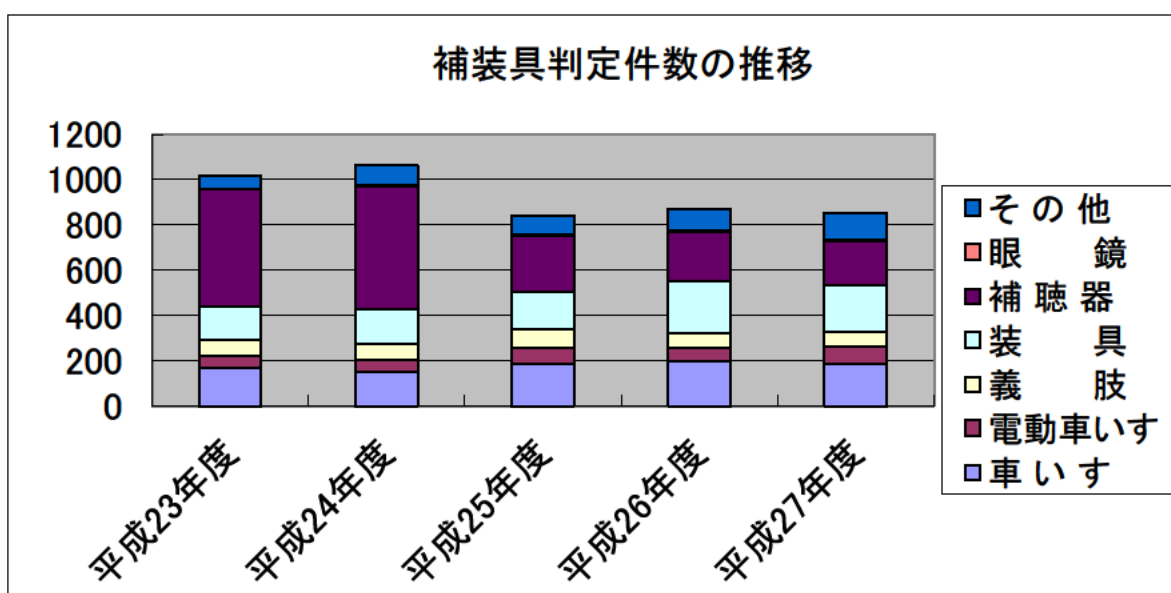
補装具の判定は、装具が最も多く24.2%、次いで補聴器が22.8%、車いすが21.6%となっています。

平成27年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	184	21.6%
電動車いす	76	8.9%
義肢	67	7.8%
装具	207	24.2%
補聴器	195	22.8%
眼鏡	5	0.6%
その他	120	14.1%
計	871	100.0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
車 い す	171	149	184	196	184
電動車いす	51	57	71	59	76
義 肢	70	69	87	65	67
装 具	145	154	165	231	207
補 聴 器	522	542	243	218	195
眼 鏡	1	3	5	8	5
そ の 他	54	89	86	94	120
計	1,014	1,063	841	871	854



(9) 研修の状況

① 第3回市町障がい者福祉担当職員研修

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 27 年 4 月 14 日 60 名

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 補装具総論（制度の概要、判定事務等）
- ・ 補装具各論 1（整形外科）
- ・ 補装具各論 2（耳鼻科、眼科）
- ・ 障害者支援施設入所関係事務

- ② 第4回市町障がい者福祉担当職員研修
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成27年10月16日 28名

- ・ 補装具の現物説明、操作・装用体験
- ・ 補装具・更生医療事務に関する説明及び質疑応答
- ・ 身体障害者事務に関する意見交換

(10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を3回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、47件の指定を行いました。

また、指定更新34件、医師変更承認8件、その他変更届163件を受理しました。

4 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

① 障がい者就業・生活支援事業

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録者数	2, 288人	2, 696人	3, 026人	3, 420人

② 障がい児等療育相談支援事業

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録者数	2, 862人	2, 290人	2, 618人	2, 870人

③ 高次脳機能障がい者生活支援事業

（平成 25 年 4 月 1 日付で高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業へ要綱改正）

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数 （延数）	967人	762人	970人	1, 053人

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数	1, 167人	1, 218人	1, 525人	1, 633人

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録者数	328人	356人	356人	395人

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差があります。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議の開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

平成 24 年度からは、エリアマネージャーを圏域アドバイザーに改称し、相談支援体制強化事業として従来の取組に加え、相談支援体制強化に向けた支援を行って

います。圏域アドバイザーの活動により把握した地域の課題を、県障害者自立支援協議会へ報告・提言しています。

圏域アドバイザー会議開催実績

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
回数	5	4	5	4

(3) 人材育成支援事業

① 障害支援区分認定調査員研修

障害支援区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成 27 年 4 月 21 日、6 月 19 日の 2 回実施

【参加者数】 91 名

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成 27 年 4 月 23 日、5 月 14 日の 2 回実施

【参加者数】 23 名

③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 27 年 7 月 15 日～16 日、7 月 22 日～23 日、8 月 5 日～6 日、8 月 20 日～21 日、9 月 8 日の 9 日間

※9 月 8 日については台風接近による早退者への補講研修

【参加者数】 470 名

④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 27 年 9 月 29 日～3 日の 3 日間

【参加者数】 86 名

④ 相談支援従事者専門コース別研修（スーパーバイズ研修）

三重県自立支援協議会人材育成検討部会の委員を対象に、質の高い人材育成を行える指導者の育成を目的として実施しました。

【日 時】 平成 27 年 6 月 25 日日

【参加者数】 37 名

⑤ 相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・地域定着）

障がいのある人の地域生活を支援する相談支援専門員等に求められる資質の向上を目的として実施しました。

【日 時】 平成 28 年 2 月 25 日

【参加者数】 78 名

⑦ サービス管理責任者等研修

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成 27 年 11 月 5 日（共通講義）

平成 27 年 11 月 11 日、12 日（介護分野）

平成 27 年 11 月 18 日、19 日（地域生活（知的・精神）分野）

平成 27 年 12 月 2 日、3 日（就労分野）

平成 27 年 11 月 25 日～27 日（児童発達支援管理責任者研修）

【参加者数】 介護分野 86 名

地域生活（知的・精神）分野 84 名

就労分野 98 名

児童発達支援管理責任者研修 59 名

合 計 327 名

⑧ 強度行動障害支援者養成研修

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的として実施しました。

【日 時】 平成 28 年 1 月 27 日・28 日（基礎研修①クール）

2 月 3 日・4 日（基礎研修②クール）

2 月 17 日・18 日（実践研修）の 6 日間

【参加者数】 465 名

⑨ サービス提供事業者資質向上研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 27 年中に 8 圏域で 24 回開催

【延べ参加者数】 1,085 名

⑩ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 27 年 5 月 10 日

【参加者数】 169 名

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出受理件数（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

	養護者	施設従事者	使用者	不明	総数
受理件数	7 件	11 件	4 件	1 件	23 件

*市町からの問い合わせ・相談も含む

② 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の未然防止及び虐待の早期発見と虐待が疑われる事案への迅速な対応ができるよう研修を共通講義と障害者虐待防止センター担当職員等コース、障害者福祉施設従事者コースのコース別を実施しました。

【日 時】 平成 27 年 10 月 14 日(共通講義)
10 月 29 日(障害者虐待防止センター担当職員等コース)
12 月 9 日(障害者福祉施設従事者コース)

【参加者数】 447 名

平成 28 年度版

事 業 概 要

発 行 平成 28 年 7 月
三重県障害者相談支援センター
〒514-0113
三重県津市一身田大古曾670番地2
電 話 (059) 236 - 0400
